

(仮称) 千葉市こども基本条例の制定について

1 背景

本市ではこれまで、こども施策を重要施策の一つと位置付け、「千葉市こどもプラン」(第1期:平成27年度～令和元年度、第2期:令和2年度～令和6年度)に基づき様々な取組みを進めてきたが、増加する児童虐待事案や不登校事案のほか、こどもの貧困やヤングケアラーなどへの対応が喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、こども施策のより一層の推進を図るためには、行政だけでなく、社会全体でこどもや子育て家庭を支援する機運の醸成が必要であり、国によるこども基本法の成立を契機として、本市においてもこども施策の基本となる事項等を定める条例の制定に向けて取り組んでいくこととした。

2 制定する条例のイメージ

未来を担うこどもたちが、自分らしくいきいきと健やかに成長できるよう、こどもの権利が保障される社会の実現を図るとともに、こどもに関する施策を総合的に推進するための条例の制定を目指す。

3 条例の検討に関する方向性

こども基本法の目的や基本理念等を踏まえるとともに、すでに同様の条例を制定している先進市の状況等を参考にしながら、千葉市独自の視点にも留意し、当事者であるこどもをはじめとする多くの市民の意見を聴き、可能な限り反映させることができるよう、検討を進めていくこととする。

4 参考

(1) こども基本法の概要

ア 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めることなどにより、こども施策を総合的に推進する。

イ 基本理念

- (ア) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- (イ) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (ウ) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (エ) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (オ) こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- (カ) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(2) 児童の権利に関する条約を踏まえた他政令市における条例の制定状況

項目	川崎市 (H13.4施行)	名古屋市 (H20.4施行)	札幌市 (H21.4施行)	相模原市 (H27.4施行)	新潟市 (R4.4施行)
前文	○	○	○	○	○
目的・定義	○	○	○	○	○
基本理念					○
市・保護者・住民・事業者等の責務	○	○	○	○	○
国等への協力要請	○				
子どもの権利の日・週間・月間	○		○	○	○
広報・周知啓発、子どもへ情報発信	○	○	○	○	○
子育て家庭や市民活動への支援	○	○	○	○	
子どもの権利 (守られる権利、参加する権利等)	○	○	○	○	○
家庭における権利の保障 (養育支援、虐待等の禁止)	○		○	○	○
学校等における権利の保障 (体罰等の禁止、いじめの防止等)	○		○	○	○
地域における権利の保障 (子どもの居場所等)	○		○	○	○
子どもの意見表明や参加の促進 (会議への参加、自治的活動の奨励、 参加活動の拠点づくり等)	○	○	○	○	○
相談・救済 (救済委員等)	○	○	○	○	○
権利の保障状況の検証等 (権利委員会等)	○		○		○
行動計画	○	○	○		○
子育て支援拠点施設		○			
子ども・子育て支援協議会		○			